

西欧中世文書の史料論的研究：平成21年度研究成果 年次報告書

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ディルケンス, アラン
ブリュッセル自由大学：教授

丹下, 栄
下関市立大学経済学部：教授

大浜, 聖香子
九州大学大学院人文科学府：大学院生

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932628>

出版情報：2010-03
バージョン：
権利関係：

「フランス中世後期における都市行財政諸記録の機能と実践
—都市会計簿と都市評議会議事録をめぐって—」⁽¹⁾

花田洋一郎

はじめに

「史料論」という古くて新しい歴史研究の基礎分野が着実に成果を上げつつある。それは「史料」を表題に掲げた近年の刊行物⁽²⁾や各種学術的イベント⁽³⁾の多さからも容易に認めることができよう。筆者の感覚では、「史料論」という研究分野は、伝来史料の量が圧倒的に他の時代と比べて少なく（そのものでは利用に多くの危険性を伴うため）、文書の真正性（偽文書か否か）、時間の経過の中で行われた数々のコピー（とそれぞれの系譜関係）、その過程で行われたであろう改竄、追加、修正といった人為的作業を特定し、文書本来のありよう（オリジナル）を同類型の諸文書の形式などを参考にしながら想定しつつ、伝来するコピーの歴史的な性格を考察するための基礎学問であり、また中世盛期以前の時代の研究に特に必須の知識群であり、文書の伝来量が膨大になる13世紀以降の時代にはそぐわないという思いをずっと抱いてきた。

そもそも中世後期では、特権文書や証書系文書もしくは文書集成は別にして、実務系史料はまずそのまま利用するのが常で、文書1通1通を古文書学者のごとく慎重に検討することはないからである。それには中世後期に顕著となる文字文化の普及、羊皮紙（獣皮）から紙への転換、特に実務面における文書の多様化、大量作成と伝来、という情報メディアの大変革が背景にあり、中世後期以降の研究手法はとにかく質よりも量、という側面が強いためである。もちろんだからといって中世後期では歴史研究者は史料を無批判に利用しているだけだというわけでは決してない。どの時代であろうとどのような史料類型であろうと、史料批判の一定の手続きを経ることなく史料を利用することは考えられない。ただ注意しなくてはならないのは、中世初期及び盛期に比べると、中世後期においては伝来する史料が膨大で、特に実務関係諸記録においては史料類型も明確に定まっているわけではなく、むしろそうした多種多様な文書に対する史料論的考察が未着手であるところが大きいのである。

こうした現状において、近年特に研究者の関心を集め、史料そのものに対する考察の必要性が叫ばれている史料類型に、本稿で取り上げる「会計記録」と「議事録」とがある。日常性を持つ数字と事件を扱うこのような史料は19世紀以来歴史研究に不可欠な史料として認識されてはいたものの（後述するように史料刊行は活発になされていた）、都市行財政に関する細かい出来事や数字が記されていることから取り扱いが難しく（すなわち熟練を要し）、しかも記録作成の当事者にしか分からないような部分も多いという極めて実務的性格の強い史料であるためか、史料そのものに内在する諸問題を体系的に論じる試みは長い間なされてこなかった⁽⁴⁾。実際、数字が羅列されているだけの退屈な史料とさえみなされていた会計記録について考えてみると、そもそもこれはひとつの史料類型に収まりきれない特殊な実体を持つ。例えば商人会計、修道院・教会会計、国王会計、都市会計をひとまとめにして取り扱うことは不可能であり、事実上それぞれに固有の史料論が必要であるといっても過言ではない。議事録についても然りで、これについては会計記録以上に史料論的考察は不十分である。そもそも都市役人たちの会議の記録といった性格の記録であるのだが、単に議事録といっても都市当局の制度的分類ごとにその性格は異なり、例えばコミュニケーションでは都市参事会議事録、コンシュラであればコンシュラ議事録、14世紀後半以降出現する都市評議会は都市評議会議事録といった状況で、それぞれの市政機関の諸権限には時代ごとにばらつきがあるためそれぞれが取り扱う議題の内容に違いがある。

筆者が専門とするフランス中世都市史に限定しても、「都市会計簿」と「議事録」は都市史における第1級の史料であることは疑いなく避けて通ることはできないにもかかわらず、史料論は長い間不在であった。研究状況に変化が生じたのは実に20世紀末になってからである。

まず都市会計簿についてみると、この史料に対する眼差しの変化にはおそらく一方には1960年代後半から着実に進展していたいわゆる都市全体史の隆盛が背景にあり、そこでは都市史に関する史料を網羅的に把握し、都市内にある聖俗両界の諸共同体を都市空間の構成要素とみなし、その関係の経年変化を都市内外（地域）の政治的・社会経済的变化と結び付けて都市諸制度の展開を分析する手法が採られ、都市会計簿は基本史料として位置づけられた⁽⁵⁾。特にリゴディエール（パリ第2大学名誉教授）のオーヴェルニュ都市サン・フルール研究⁽⁶⁾では都市会計簿が本格的な史料論の対象とされた。もう一方の変化の背景には、1990年代以降続々と公刊された中世租税史研究の成果があり、そこでは会計諸記録が歴史研究にとって豊かな情報源であることが再認識され、特に南仏、スペイン、イタリアを対象に史料と制度の比較研究が大きく前進した。とりわけフランス経済・財政・産業省管轄下の「フランス経済財政史委員会」Comité pour l'histoire économique et financière de la Franceによる一連の財政・租税史研究⁽⁷⁾、仏西共同研究計画「中世地中海西欧諸都市の租税」les Fiscalité des villes de l'Occident méditerranéen au Moyen Ageによる4冊に及ぶ研究成果⁽⁸⁾、といった国際研究プロジェクトの始動と多彩な成果が注目に値する。これに1984年からの国際共同研究プロジェクト「近代国家の生成」Genèse de l'État moderneにおける諸成果⁽⁹⁾も加えなくてはならないであろう⁽¹⁰⁾。

続いて議事録に目を移すと、こちらは都市会計簿に比べると注目されてきたのはより最近になってからである⁽¹¹⁾。先ほど述べた都市全体史の中でその史料的価値は認識されており、都市当局の中心軸である評議会（あるいはエシュヴィナージュ、コンシュラ）の活動を記す基本史料であるにもかかわらず、史料そのものへの本格的な接近は、イングランドの古都ヨークに関する議事録研究⁽¹²⁾を別にすると、驚くことに今世紀に入ってからである。この点については後述するスモールとファルジェの研究がようやく先鞭をつけたといえよう⁽¹³⁾。

ところで会計記録と議事録について考察を進める前にその前提として伝来状況をおさえておく必要がある。実は、これら史料の伝来状況の把握は現在においても不十分であり、文書館に配架されている目録も完全ではない⁽¹⁴⁾。そうした不都合な状況を打破するために実施されたのがIRHIT（歴史史料研究所）によるフランス全土を対象とする都市会計簿と都市評議会議事録伝来状況調査計画であった。この計画は1970年代に開始され、1981～1983年に6冊が刊行された（その内訳は、北仏・パ・ド・カレー、ロワール地方・ポワトゥーシャラント、アルザス地方、ブルゴーニュ地方、ミディ・ピレネー、高・低ノルマンディーである）⁽¹⁵⁾。しかし計画はすぐに資金不足に陥り中断された。従って現時点で正確に伝来状況を把握するには文書館にて実地調査をして、目録の再チェックをする必要がある。

最後に本論に入る前に史料刊行について概観してみたい。19世紀後半における地方史家を中心とする都市文書集（とりわけ伝来する最古の都市会計簿や都市評議会議事録など）の刊行は盛んであり（文献目録【1】【2】参照）、時にはこれが伝来史料調査・整理の最初の成果ともなっていることがある。北仏に比べると南仏のほうが刊行点数は多く、これは伝来状況が後者において良好であることによるものと考えられるが、むしろ歴史史料というより言語資料（オック語、ガスコーニュ語、プロヴァンス語など）として史料集刊行が積極的に進められていた面もあり、そうした場合は刊行史料に対する歴史的考察がほとんどなされていなかったり不十分であったりすることも多い。また史料の一部が省略されていたり、不正確であったりすることが多く、扱いには慎重を要するが、貴重な成果であることは疑いない。

いささか長い序論となったが、以下では上述のように最近ますます注目されてきている史料類型である都市会計簿と議事録に関する考察を行う。第1章では都市会計簿、第2章では議事録を取り上げる。

1. 都市会計簿とはいかなる史料か

まず都市会計簿について考察を進めてみたい。文献目録【1】には近年刊行された都市会計簿及び租税史料集をリストアップしている。この文献目録からも分かるようにこの種の史料は19世紀後半以来、地方の歴史学会を中心に着実に刊行が行われてきており、権利関係文書と共に最も重視されている史料類型のひとつであることは確かである。

さて本章では会計簿について、定義の試み、特性と限界、作成契機、収支構成類型化の試み、会計監査について論じる。都市会計簿 (Account Book, livre des comptes municipaux, Rechnungsbuch, Rekeningen van de stad) は、【表1】に示してあるように会計簿という史料類型を構成する多様な要素のうちの1つであり、都市会計簿は俗界の公的会計簿の中の個別会計簿に位置づけられる。文書館では基本的にCC系統に分類されている。

【表1】中世会計記録の諸類型

| | | |
|-------|------------|--|
| 俗界 | ①公的会計簿 | 一般会計簿 (国王、領邦君主) 個別会計簿 (流通税会計簿、商品搬入出・通過税会計簿 所領会計簿、租税会計簿、都市会計簿、教区＝村落会計簿) |
| | ②私的会計簿 | 団体会計簿 (銀行・商業関係企業会計簿、ギルド会計簿、 大学およびその他学校教育機関会計簿) 個人会計簿 (君主家系会計簿、銀行家・両替商・商人会計簿、 貴族・市民の会計簿) |
| 聖界 | ③教会組織の会計簿 | 聖堂参事会会計簿 教会財産会計簿 司教区会計簿 聖職者兄弟団会計簿 |
| | ④修道会組織の会計簿 | 修道院会計簿 |
| | ⑤個人会計簿 | 聖堂参事会会員、助祭、礼拝堂付司祭、司教、修道士、 修道院長 |
| 慈善諸組織 | ⑥施療院会計簿 | |
| | ⑦癩病院会計簿 | |

典拠：河原温「中世後期ネーデルラントの会計簿史料について—E. Aerts の所論を中心に—」『クリオ』第1号、1986年、53—54頁、を基に筆者が加筆・修正)

定義の試み

都市会計簿はどのように定義できるだろうか。代表的な中世史家・財政史家による定義の試みをまとめてみると次のようになる。ベルギーの法制史家ファン・カネヘムは中世史料の手引書において、「中世史家にとって個人ないし諸機関の収支会計簿は、とりわけ重要な史料である。このことは、単に貨幣史や国家財政史といった問題の研究のみならず、経済・制度・思想のあらゆる側面の研究

にも資するところがある」⁽¹⁶⁾と述べる。グレニソンとイグネは、都市会計簿を初めて本格的に取り上げた国際研究集会における有名な共同論文において「都市会計簿とは、監査と承認のために、収入と都市資金の運用を担う役人によってその任期中になされた会計業務全体を体系的に要約することを目的として作成された文書」と論じた⁽¹⁷⁾。フランス屈指の中世財政史家であるリゴディエールは、国家博士論文であるサン・フルール行財政研究において、「会計簿は、制度・社会および財政の面で第一級の情報源のひとつである。それぞれの支出の際にはいつも会計係がその理由を記述する。またこうした記録は会計手段であると同時に真の都市年代記として現れ、そこに記された生き生きとした詳細はしばしばそして幸運にも数字が長々と書かれた欄の退屈さを打ち砕いてくれる」。「会計簿は何よりもまずコンスルと収入役が会計年度中に行った会計業務全体を体系的に要約したものであり、その目的は彼らの後継者と年次監査委員会に当該会計年度の収支報告を提出できるようにすることである。実際のところ、すべての文書は、彼らが年度内のある時期に都市の財政収支バランスを図ることなど決してないことから、現実の会計というよりも要約報告集といったものにずっと近い。ともかく会計年度末でない限り、彼らの目的は損益を確定することではなくて、何よりもまず公金の使用を正当化し、それらの使い道の監査を可能にすることにある。記録の内部構成について、収支の提示順序は同じである。すべての記録は大きく異なる2部に分かれていて、最初はそれほど大部ではなく収入に充てられている。次に数葉の空白を挟んで支出が記録される。こうした会計構造は14・15世紀の都市会計簿すべてについて一般的であるようだ」と述べている⁽¹⁸⁾。最後に、ネーデルラント中世都市史の第一人者である河原は中世都市に関する最新の概説において、初めて財政をひとつの項目として立てて次のように論じている。「13世紀から、北西ヨーロッパの諸都市では会計簿が作成され始め、都市の収入とともに支出の内容が明らかとなってくる。しかし都市により支出の項目は多様であるとともに、会計年度によってもさまざまに異なっていた。一般に、都市にとって最も重要な支出が、都市の空間を保護する市壁の建設と維持・修理であったことは疑いない」⁽¹⁹⁾。都市史研究において、都市会計簿が第1級の史料であることが、以上の説明から理解できよう。

会計簿の特性と限界

このように都市史研究において貴重な情報を与えてくれる第1級の史料である会計簿は、歴史家にとって有用であると同時に実に厄介な史料でもある。この利用上の困難さ、換言すれば厳密な史料批判を必要とする史料であることはよく知られていることであるが、この点については中世ブルターニュ公財政の専門家ケレルヴェによる以下の指摘が的を射ている。すなわち、「会計記録全体を考察対象とすると、研究分野が何であれ私たちは会計記録の歴史への特別な貢献が分かる。財政史はもとより、事件史にも貢献できるのは、会計簿がほぼ機械的に災厄（戦争、天候異変など）の収入に対する影響を記録しているからである。また領域区画、人員、管理方法などの行政史にとって、また社会経済史にとっても（人口・農産物／手工業製品価格・給与・貨幣・領主収入の動向などの）研究に不可欠な数量的データを提供してくれるので不可避の史料である。会計記録添付書類は、技術史や（民間・軍事）建築史にも重要である。会計記録は司法の判決、とりわけ罰金や体刑（四肢切断や死刑執行）についても記録し、拷問器具の購入にも言及しているので、規範と態度（振舞い）の歴史にとって十分に活用されていない数量的データを与えてくれる。最後に、会計記録の心理的関心もはっきりしている。人名学、宗教的心性（寄付）と振舞いの歴史、住居・レジャー（狩猟、祝祭、遊び）あるいは食生活といった日常生活について検討材料を見出すことができる……しかしながらアプローチの難しさと限界を過小評価してはならない。まず記録が持つ古文書読解の困難さ、複雑な専門用語や異なる度量衡の使用といった財政機構に関する予備知識は、財政史家など

にとってよく知られた障害である。また会計記録系列の多くが断絶していることが伝来史料の貢献に限界を与えていることを考慮しないわけには行かないし、また会計簿のステレオタイプの性格や一部の無頓着な役人にみられるいつからか不明であるが廃れてしまった古いやり方を踏襲する傾向（定期金や貢租のリスト、未領収収入の項目）、とはいえ会計院での管理の監査を受けるために必要な形式は遵守する傾向を無視してはならない⁽²⁰⁾。会計簿がいかにかに有益でかつ扱いが難しい史料であるかは、以上の説明から理解できよう。

作成契機

フランスにおける都市会計簿の作成にはどのような契機があったのだろうか。国王財政や教会会計においては12世紀末には早くも会計記録の断片が伝来しているが、都市に関して言えばおおよそ次のような4つの契機を想定することができよう。ただしフランスの場合、低地諸地方やイタリア諸都市のような経済的先進地域における都市共同体の発展に比べると時期的に少し遅く⁽²¹⁾、したがって以下の説明はヨーロッパ全域の都市に当てはまるものでは決してないことを断っておく。

まず第1の契機は、13世紀初頭における王権・諸侯など上級領主の家産管理帳簿の派生型、あるいは借入状況報告書という性格を持つ記録の作成である。事実上これが都市会計簿の最初の形態と考えられる。ここでいう家産管理帳簿の派生型というのは、本来都市領主のものである家産の一部が都市に委託され、その管理状況が帳簿に記載されるケースであったり、また領主制起源の租税（特にタイユ）の一部が都市に移譲されその管理状況を記載したケースであったりする。この時期はまた北フランスではコミュン初期の時代であることから、財政的自治をはじめと担った都市共同体の所有財産管理帳簿あるいはコミュン独自の課税帳簿という性格を持っていたと考えられる⁽²²⁾。

第2の契機は、13世紀中葉（特に1250年代末から1260年代初頭）であり、とりわけフランス王権（ルイ9世）や領邦君主（フランドル伯など）による都市財政への介入である。未熟な財政運営のために債務超過となって財政破綻する都市共同体が増えたため、そのための対策として王権などの上級権力は都市財政運営への監視を強め、会計簿の提出を義務付けたのである⁽²³⁾。この契機は同時に王権などの上級権力による都市に対する関心の芽生えを生み出し、以来王権と都市との関係が王国の政治史のひとつの柱をなすようになる。しかし会計簿提出を命じた王令の効果がいつまで続いたかについては定かではない。

第3の契機は、13世紀後半から14世紀初頭以降における都市内部における市政民主化の一環として実現した都市財政状況の文書化と財政運営の透明化の試みである。有力商人層・手工業親方層を中心とする都市当局による杜撰な財政運営と相次ぐ課税（とその不透明な使途）に対して、それまで市政業務から排除されていたギルドの職人層が不満を募らせてたびたび反乱を起こすようになった（特に1280年代）。その対策として、都市当局は市政にギルド代表たちの参加を認め、1会計年度毎に会計簿を作成して会計監査会を開き、財政状況の正確な把握と適正な財政運営に配慮するようになった⁽²⁴⁾。

最後に第4の契機は、14世紀中葉以降である。百年戦争の開始、とりわけクレシーの戦い(1346年)とポワチエの戦い(1356年)におけるイングランド軍の勝利により、財政難にあえぐフランス王権を頼りにできない都市当局は、自衛のために自らの財力で都市防備施設の構築・維持・改修を行わなければならない、そのために都市行財政制度も大きく変革された。財源として、租税（特に間接税）徴収が実施され、その使途管理（会計監査）のために体系的な会計簿が作成されると共に、特別会計部門も多く出現した。都市当局の一般会計と共に各種委員会による特別会計についてもそれぞれ会計記録が作成されたため、この時代から非常に多くの性格の異なる会計記録が伝来することになる⁽²⁵⁾。多くフランス諸都市に伝来する中世会計記録のほとんどはこの時代以降のものである。

会計簿作成の契機について以上の4つの波を想定するのはまだ仮説の段階であり、今後史料レベルでの検証作業が必要である。

収支構成類型化の試み

会計簿は基本的に収入部と支出部から成り立つ。時にはこれに加えて債権部と債務部が記録される場合もあるが、基本は2部構成である。都市財政の性格を考察する場合に、その判断材料のひとつとして重要視されるのが収支構成である。収入と支出がどのような構成を採っているのかについて体系的な分類がなされているわけではなく、一部の研究者による収支構成分類の試みがなされている。ここでは、プレヴニール、リゴディエール、モレロとヴェルデスによる収支構成分類の例を挙げたい。それぞれベルギー学界、フランス学界、スペイン学界にあって中世都市史の重厚な蓄積を基にしており、彼らの分類にはベルギー諸都市、フランス諸都市、スペイン諸都市の財政の特色が強く現れているといえよう。

(1) プレヴニールによる分類⁽²⁶⁾

収入部は、都市所有財産収入、参審人権限に由来する収入（罰金、市民登録料など）、租税（タイユ、出市税 *droit d'issue*、マルトート、両替商税）、特別収入（援助金、財の没収と売却、前年度繰越金）。

支出部は、都市行政（給与、旅費、使者派遣、会計簿記帳、贈物、都市法更新費と会計監査費、間接税徴収諸経費、祝祭、裁判）、公共工事（建物、商業施設、道路、原料購入・輸送、労賃）、特別支出（伯・公への援助金、租税、軍事費）、雑費、前年度不足金、借入返済（終身定期金、世襲定期金、定期金未払分、古い負債、金貸しへの利子支払）。

(2) リゴディエールによる収支項目の分類⁽²⁷⁾

収入部は、経常収入（都市所有財産収入、前年度繰越金、その他）、特別収入（租税〔直接税、間接税〕、借入）。

支出部は11項目に分類されている。すなわち、行政諸経費（市政運営費、給与・謝礼、旅費）、必需品購入（羊皮紙・紙・蠟、法服用毛織物と毛皮）、贈物と食事の提供、租税徴収諸経費、訴訟・裁判諸経費、公共工事（防衛と非防衛）、警備、軍事費、君主の取り分（諸侯への上納金）、未払い金（借金返済、定期金など）、その他雑費、である。

(3) モレロとヴェルデスは、収入ではなく、支出部について次のように詳細な分類をしている⁽²⁸⁾。その内訳は次の通りである。

①行政運営費：給与（市政責任者と市政役人など）、運営費（直・間接税徴収諸経費、信用・負債契約書作成、都市資産管理経費、布告・書簡・書類作成などの市政業務に対する報酬、羊皮紙・紙・蠟・インクなど材料費）、代表（出張費、日当、贈物）

②共同体共益費

社会的奉仕：調達（必需品の購入・輸送・保管・分配、その商業化のための補助金、小麦倉庫の建設と維持）、都市計画と公共工事（道路網、水利インフラ、市庁舎）、扶助と慈善（布施、捕虜の身代金）、福祉（施療院の建設・維持、医者への報酬、伝染病対策）、教育（学校の維持と教師への報酬、大学関連）、宗教（礼拝堂の建築と維持、宗教行事への給付）、祝祭と儀式（音楽家への報酬、宴会費、遊興費）、売春（売春宿の建設と維持）

経済的奉仕：農業・牧畜・漁業（灌漑システムの建設と維持、農牧業関連）、手工業（製品の品質管理、職人への貸付と援助）、商業（取引所、肉屋、魚屋、公共計量所の建設と維持、商業政策、度量衡管理、免税、商品盗難に対する補償）

軍事的奉仕：防備施設（市壁、塔、市門、堀の建築・補償・維持、工事労働者への労賃、原材料費、輸送費）、兵士への俸給と武装費（治安維持と軍事的な奉仕、市門と市壁の警備、夜間巡回、大砲など武器購入、国王や領主により軍役を要請されなかった兵士への俸給）

司法・訴訟関連奉仕：法曹への報酬、裁判費用、罰金、補償金など

③貢献と譲渡

国王、領主、その他機関へ：現金、正貨あるいは兵士の提供、役人への報酬

④負債

短期、長期（償還、利子支払）

以上の分類はひとつの試みであり、体系的なものではない。また史料には分類不可能な項目も多々存在し、会計簿のすべての項目が整然と分類できるわけではない。特に支出部についてはあまりにもその記載項目が乱雑で内容が掴めない都市の場合もある。

会計監査

最後に、会計監査制度について考察しておきたい。基本的に会計簿の末尾には収入総額、支出総額、そしてその差し引き結果が記載され、会計監査の結果会計処理は適切である旨が会計監査会出席者の署名と共に記される。会計簿における記述は簡潔であるため、会計監査手続きについては不明部分が多い。会計監査は、14世紀後半は防備強化工事の進捗状況や税収の使途を明確にするために開かれたが、それ以前においては都市内の社会的対立・緊張を緩和するために実施された。

会計監査をめぐる諸問題を始めて取り上げたリゴディエールによるオーヴェルニュ・ヴレ地方諸都市（サン・フルール、オーリャック、ル・ピュイ、リオム、クレルモン、モンフェラン）の事例研究⁽²⁹⁾によると、会計監査制度は1360年～1370年を画期とし、1380年代までに確立したとされる。ここでは週監査委員会と年監査委員会とが存在した。財政・税制・会計のエキスパートである総収入役（*receveur général*）が登用されることもあれば、あるいはコンスルの一人が収入役を兼務することもあった。その後、共同体書記職が設置され、彼は文書と会計簿の作成と保管一切を引き受け、その職務は終身であり、世襲化されていった。実際、都市会計簿は都市アーカイヴであり共同体の記憶として認識されていたようである。会計監査は当初は健全に実施されていたが、しかし徐々に機能が縮小し、15世紀後半には市政サイドの権力強化の前に真の監査システムは機能喪失したとされる。クレルモンでは数年遅れ、リオムでは10～25年に遅れ、モンフェランでは毎年健全に実施、サン・フルールでも週監査は15世紀後半には衰退したようである。

2. 議事録とはいかなる史料か

続いて本章では都市当局が作成した議事録（*registre des délibérations*）を取り上げる。議事録そのものは19世紀後半以降、史料集も多く刊行されてきた（文献目録【2】参照）。また中世都市研究でも重要な史料と認識されてはいたが、議事録の史料研究はというと実はようやく始まったばかりである⁽³⁰⁾。そこで本章では、議事録の史料研究の第一歩として、史料の定義、その性格について考察したい。

この種の史料は文書館ではBB系統に分類されるのが普通であり、都市団体、参事会、コンシュラ、カピトゥールなど都市当局の議事録とそれらによるあらゆる種類の決定が、市長、コンスル、エシュヴァン、都市役人などの選出と任命記録と同様に配列されている。時にはそこに市民権認可記録も見られる。この系統の文書は特に在地的関心によるものだが、議事録には戦争、君主の交代、遠方の地方との商業問題、近隣諸都市・地方との関係の影響を読み取ることもできる⁽³¹⁾。中世ドー

ルの研究者であるトゥーロは、都市議事録について「不完全かつ簡潔に、都市団体の会議の際に取り扱われた議題、とりわけ都市役人の年次改選、その構成（市長、参審人、評議員）、選挙の様式、変化について報告するものである」とする⁽³²⁾。イギリスヨークの議事録を編纂し、その種の史料について第一人者であるアトリードによれば、都市共同体の議事録は「都市行政・法執行・社会的価値の多様な在地的事例を保持し、・・・(中略)・・・中世都市の法律、政治、経済、社会史にとっての主要な史料である」とされる⁽³³⁾。またファルジェは15世紀リヨンのエリートを扱った著書において「コンシュラ議事録は、特別な記録で、時代と制度の証人である。議事録は、事件が認識されて日時がつけられるに従って記載されることから編年記 *Annales* であると同時に、コンシュラの討議を再構成する書記と評議員により意識的に入念に手を加えられた作品であることから年代記 *chronique* でもある」⁽³⁴⁾と述べる。

議事録は、フランス中世都市においてはおおよそ次のような種類がある。まず13世紀後半以降については、コムニオン都市についてエシュヴィナーージュ、すなわち都市参事会の議事録⁽³⁵⁾、南仏都市ではコンシュラの議事録⁽³⁶⁾というものが伝来している。そして14世紀中葉以降になると、多くの都市で都市評議会が出現し、議事録⁽³⁷⁾が作成された⁽³⁸⁾。

議事録作成普及の背景としては、おおよそ次のように整理することができよう。まずは既存の官僚制的実践（文書作成と管理）による要請、そして都市統治組織の洗練（会議の定例化や書記職の設置など）が関係しており、地域的事情で統治方法の強化を余儀なくされ、それに熱心に取り組んだ都市当局において議事録作成が開始された。具体的な時代状況としては、上述の都市会計簿作成の第4契機と同じく、英仏百年戦争が本格化する最中で市壁の構築・改築、資金調達策としての租税徴収、住民の安全確保といった諸問題に市当局は直面し、迅速な対応を求められた。大多数のフランス都市においてまず14世紀中葉に都市会計簿が出現するが、これに30～60年ほど遅れて都市議事録の作成が始まった（あくまで伝来状況からの推測であるが、遅れの理由ははっきりしない）。したがってそこには基本的に市壁内生活の維持・規制・改善、近隣村落や都市との関係、身分制議会、在地の国王役人、国王顧問会議や高等法院との関係に対する市当局の関心が読み取れる⁽³⁹⁾。その意味で、議事録は都市の固有の歴史を背負っている⁽⁴⁰⁾。

議事録は、出来事が起きると都市書記によって自発的かつ連続的に記録される。記録の連続性はルーズリーフ形式ではなくルジストル形式で記載されることにより保証され、そのサイズは永続性と携帯性を兼備したものとされる（フォーマットは40×30cm、30×20cm）。これには紙の普及と会計簿のより早い時期からの出現も関係しているとされる⁽⁴¹⁾。

議事録の頁は基本的に会議の時間順に配列されているが、討議項目の順序は必ずしも時間順ではないので読解には注意が必要である。一部のケースでは議事の内容が縮約されて記載されていることがあることから、おそらく会議中に速記が行われ、評議会の会議終了後にすぐに議事録に記録された可能性がある。また初期は会議の後ですぐに議事録に議事内容を記録したと考えられている。使用言語は俗語がほとんどである。記載の標準パターンは、日時、会議の場所、出席者、決議あるいは議論内容である⁽⁴²⁾。

議事録の管理については、使用しないときは市庁舎内の文書保管庫で保管されるのが通常であった⁽⁴³⁾。議事録は基本的に無断持ち出し、無断貸し出しは認められていない。例えばルアンでは新評議員は借り出したり市庁舎から持ち出したりすることはしないことを約束した⁽⁴⁴⁾。トゥルネではある都市役人が都市議事録を私物化したかどで投獄された⁽⁴⁵⁾。

また議事録は一般公開されることはなく、参照はかなり制限されていた。そして国王役人による参照要求もたびたびあった（実際、都市の議事録は国王行政にとっても情報源であった）。時には国王役人による検閲も行われ、項目の一部が削除されることもあったようである⁽⁴⁶⁾。

都市当局の議事録を初めて本格的に対象としたスモール論文は、議事録の史料論を展開すると同時に英仏両国における史料状況の比較を試みるという独自性を持っている。ここで詳細に検討することはできないが、そこでの要点を述べると次のようになる。まず議事録の作成状況を見ると、フランスの伝来する都市議事録の3/4がイギリスのそれよりも伝来時期が早く、フランスはおおよそ14世紀中葉、イギリスは15世紀中葉である⁽⁴⁷⁾。議事録の性格としては、フランスは議事のみを記すが、イギリスの場合は多種多様な記録が混在する形となっている。英仏両国に共通するのは、議事録作成の前提に官僚制的組織の成熟、業務の拡大・複雑化があり、実質的な作成者としての都市書記の存在も無視することはできない（ただしこの点について、フランスでは書記は公証人であり、都市内の公証人層の中から選ばれていたようだ。他方でイギリスの場合は書記の素性は曖昧であるようだ）⁽⁴⁸⁾。

最後に、議事録利用時の留意点として次のような指摘ができよう。議事録は評議員の指示を尊重した所産であり、彼らの心性と文化的実践を映し出す。議事録はさまざまな面を持ち、一部は都市住民に共通する面、他方で都市エリート特有の面も持ち合わせる。議事録の規範的側面は、行政上の偶発的出来事のみならず、文書が作成された諸状況に密接に関係する出来事も映し出す。議事録は都市の書かれた記録であり、書記は都市で生じた記録すべき出来事を語る。議事録は読み手が文字通りに読むことに満足してしまうと、現実をデフォルメして映し出す鏡に過ぎなくなる⁽⁴⁹⁾。

おわりに

本稿では、中世後期の都市文書、とりわけ実務系文書の史料論の試みとして、都市会計簿と都市当局の議事録を取り上げた。いずれも都市行財政関係史料として第1級の重要性を持つ史料類型であり、その扱いについても特別な配慮が必要とされる。しかし史料の重要性にもかかわらず、伝来状況については完全に把握されている状況には程遠く、実際に文書館で確認しないとイケない都市が実に多い。中世都市行財政制度の比較研究の進展のためにも、都市毎の伝来状況の把握は急務である。

会計史料の幅広さと複雑さについては広く知られている通りであるが、都市共同体の会計簿以外の史料類型については、実際ほとんど手付かずの状態であるといつてよい。膨大な史料集が存在するがそれでも伝来する史料のほんの一部に過ぎない国王会計史料群は別にしても、領主会計、教会会計などは専門研究で利用されることはあっても体系的な史料論の対象となるどころか、伝来状況も把握されていない有様である。研究の進展も現在のところ期待薄である。

都市当局の議事録の重要性については、近年ようやく史料そのものに対する関心が表れてきた。議事録という史料類型は、実際様々な主体により作成されており、例えば国王顧問会議、身分制議会、都市評議会、住民総会、ギルド、公会議、慈善施設、教区、村落など、さまざまである。しかし実態は不明であるものがほとんどであり、おそらく伝来も稀であろうと推測される⁽⁵⁰⁾。都市当局の議事録は伝来状況の点ではかなり恵まれているといえよう。

他の機関に比べて都市共同体における会計簿と議事録という史料が比較的豊かに伝来しているのは、その理由のひとつにはこうした記録がもつ都市の記憶媒体としての機能のためである。ドイツやネーデルラントとは異なり、フランスでは都市年代記の出現は中世では非常に稀であり、会計簿や議事録といった都市の行財政活動、換言すれば困難な時代において都市が生き抜くために行った活動が記された記録群が年代記的な役割を果たしていたのではないかと⁽⁵¹⁾。

会計簿と議事録の両方の記録を取り扱う上で最も重視すべき点は、これらが実務的な記録であることから、そこに書かれたことと書かれていないことに思いをめぐらせ、書かれていることの意味を（書かれていないことの意味も含めて）、それぞれ都市史の文脈、都市周辺状況の文脈で考察する

ことである。会計簿と議事録は都市当局にとって特別な存在であり、そこに記された事柄は単に行財政制度の展開を見せてくれるのみならず、都市にとって次代に引き継ぐべき記憶の集合体でもある。リゴディエールは、会計簿や議事録について、こうした史料は基本的に「行政活動の現実の毎日、唯一本当の姿」が映し出されていると考える⁽⁵²⁾。こうした視点での史料論が求められている。

【注】

(1) 本稿は、2009年9月12日と13日に、九州大学箱崎文系キャンパス共同演習室にて行われた西欧中世史料論研究会「中世盛期・後期フランス都市における文書実践」における筆者の報告原稿を基に作成されたものである。

(2) 代表的な仕事として、田北廣道・藤井美男編著『ヨーロッパ中世世界の動態像—史料と理論の対話—。森本芳樹先生古稀記念論集』九州大学出版会、2004年；國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004年；鶴島博和・春田直紀編著『日英中世史料論』日本経済評論社、2008年。

(3) 例えば、西洋中世学会若手支援セミナー「史資料を読む」(2009年8月25日—26日、学習院大学)。

(4) 例えばルーヴァン大学中世研究所から刊行されている(販売はブレポルス社)『西欧中世史料類型』*Typologie des sources du Moyen Age occidental*では、現在80冊を超えているものの、会計簿は刊行リストにはあるが未刊である(J.-P. Sosson教授が担当)。議事録についてはリストにはない。

(5) J.-P. Leguay, *La ville de Rennes au XV^e siècle à travers les comptes des Miseurs*, Paris, 1968 ; B. Chevalier, *Tours, ville royale(1356-1520). Origine et développement d'une capitale à la fin du Moyen Age*, Paris/Louvain, 1975 ; P. Desportes, *Reims et les Rémois aux XIII^e et XIV^e siècles*, Paris, 1979.

(6) A. Rigaudière, *Saint-Flour, ville d'Auvergne au bas Moyen Age. Étude d'histoire administrative et financière*, 2 vol, Paris, 1982.

(7) Ph. Contamine, J. Kerhervé et A. Rigaudière, (dir.), *L'impôt au Moyen Age. L'impôt public et le prélèvement seigneurial fin XII^e-début XVI^e siècle. Colloque tenu à Bercy les 14-16 juin 2000*, 3 vol, Paris, 2002 ; D. Menjot, A. Rigaudière et M. Sánchez Martínez, (dir.), *L'impôt dans les villes de l'Occident méditerranéen XIII^e-XV^e siècle. Colloque tenu à Bercy les 3-5 octobre 2001*, Paris, 2005 ; A. Follain et G. Languier, (dir.), *L'impôt des campagnes. Fragile fondement de l'État dit modern (XV^e-XVIII^e siècle). Colloque tenu à Bercy les 2-3 décembre 2002*, Paris, 2005 ; A. Rigaudière, (dir.), *De l'estime au cadastre en Europe. Le Moyen Age. Colloque des 11-13 juin 2003*, Paris, 2006 ; Ph. Contamine, J. Kerhervé et A. Rigaudière, (dir.), *Monnaie, fiscalité et finances au temps de Philippe le Bel. Journées d'études du 14 mai 2004*, Paris, 2007.

(8) D. Menjot et M. Sánchez Martínez (Coordinateurs), *La fiscalité des villes au Moyen Age (France méridionale, Catalogne et Castille)*, t.1. *Étude des sources*, Toulouse, 1996 ; t. 2. *Les systèmes fiscaux*, Toulouse, 1999 ; t. 3. *La redistribution de l'impôt*, Toulouse, 2002 ; t. 4. *La gestion de l'impôt (méthodes, moyens, résultats)*, Toulouse, 2004.

(9) J.-Ph. Genet et M. Le Mené, (édités par), *Genèse de l'État moderne. Prélèvement et redistribution. Actes du colloque de Fontevraud 1984*, Paris, 1987. 国際共同研究プロジェクト「近代国家の生成」の諸成果に関しては、拙稿「国際共同研究プロジェクト「近代国家の生成」関連文献目録」『西南学院大学経済学論集』第44巻2・3号、2009年を参照。

(10) 1990年代以降の中世財政・租税史に関する研究動向については、F. Garnier, *Fiscalité et finance médiévales : un état de la recherche*, dans *Revue historique du droit français et étranger*, t. 86-3, 2008, pp.

443-452 を参照。

(11) 都市評議会議事録を初めて対象とした研究集会として、M. Charageat et C. Leveleux-Teixeira, (dir.), *Donner son avis au Moyen Age. Opinion, conseil et délibération en Europe VIe-XVIe siècle, Colloque de Bordeaux 25-26 septembre 2006*.

(12) L. C. Attreed, Ed., *The York House Books 1461-1490*, 2 vols, Alan Sutton for Richard III and Yorkist History Trust, York, 1991.

(13) G. Small, *Municipal registers of deliberations in the Fourteenth and Fifteenth Centuries : cross-channel observations*, in J.-Ph. Genet et Fr.-J. Ruggiu (dir.), *Les idées passent-elles la Manche? Savoir, représentations, pratiques (France-Angleterre, Xe-XXe siècles)*, PUPS, Paris, 2007, pp. 37-66 ; C. Fargeix, *Les elites lyonnaises du XVe siècle au miroir de leur langage. Pratiques et représentations culturelles des conseillers de Lyon, d'après les registres de délibérations consulaires*, Paris, 2007.

(14) 例えばトロワの例を挙げると、史料目録である *Répertoire sommaire des documents antérieurs à 1800 conservés dans les Archives communales, département de l'Aube*, Troyes, 1911 では会計記録や都市評議会議事録に関する記述は数行であり、正確な伝来状況は分からない。筆者は実際にトロワ文書館（メディアテーク）で確認して、伝来史料数の膨大さに圧倒され、目録改訂の必要性を強く感じた。

(15) Archives de France et IRHT, (dir.), *Répertoire provisoire des délibérations et comptabilités communales (Moyen Age et Ancien Régime)*, Paris, VI fascicules, 1981- 1983. この史料目録に掲載された情報はかなり簡潔でコミューンそれぞれについて伝来している議事録と会計記録の年代と所蔵館の分類番号が書かれているのみである。例えば第4巻ブルゴーニュ地方編では、オタン Autun の場合議事録は1543年から1790年まで80冊 *registre* が伝来し、市立図書館 BB1-BB79 に分類・保管され、会計記録は1702~1708、1715~1763年まで4冊伝来し、コト・ドール県文書館 B2561-2565 に分類・保管されている、という具合である。その意味でこの目録は地域全体における伝来数の把握には役立つが、個別的な伝来状況のより立ち入った検討には向かない (Id., fasc. IV, 1982, p. 137)。

(16) R. Van Caenegem, *Guide to the sources of medieval history*, 1978 (*Manuel des études médiévales. Typologie des sources-historique, Grandes collections*, Brepols, 1997), pp. 149-150.

(17) Glénisson et Higounet, *Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIe siècle. Colloque international Blankenberge 6-9-IX-1962*, Pro Civitate Collection Histoire, no 7, 1964, p. 36.

(18) A. Rigaudière, *Saint-Flour, ville d'Auvergne au bas Moyen Age. Étude d'histoire administrative et financière*, 2 vol, Paris, 1982, t. 1, p. 19, t. 2, p. 659.

(19) 河原温『ヨーロッパの中世2 都市の創造力』岩波書店、2009年、118頁。

(20) J. Kerhervé, *L'historien et les sources financiers de la fin du Moyen Age*, dans Cl. Carozzi et H. Taviani-Carozzi, (dir.), *Le médiéviste devant ses sources. Questions et Méthodes, Collection le temps de l'histoire, Publications de Université de Provence, Aix-en-Provence*, 2004, pp. 202-204.

(21) イタリア・コムネの財政・租税記録に関しては、カルロ・マリア・チポツラ（徳橋曜訳）『経済史への招待—歴史学と経済学のはざまへ—』国文社、2001年、159-162頁を参照。

(22) この時代における会計記録の断片が伝来することはほとんどないが、コミューンが独自の財政を持っていたことはコミューン文書など規範史料の記述から推察することができる。この時期の会計簿の断片については、C. Wyffels, *Le contrôle des finances urbaines au XIIIe siècle. Un abrégé de deux comptes de la ville d'Arras (1241-1244)*, dans *Studia Historica Gandensia*, t. 25, 1964, pp. 230-236 ; L. Verriest, *La «Charité-Saint-Christophe» et ses comptes du XIIIe siècle. Contribution à l'étude des institutions financiers de Tournai au Moyen Age*, dans *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t. 73, 1904, pp. 143-267 を見よ。なお後者のフェリースト論文では1240~1241年、1241~1242年、1242~1243年、

1276～1277年の会計記録が刊行されている。

(23) とりわけルイ9世の1262年王令によってフランス王領内のコミューンと良き都市 *bonnes villes* に対して毎年10月29日に市長交代を義務付け、新旧市長は財務役人と共に11月18日にパリで会計簿を提出しなければならなくなった。この政策については、何よりもまずは W. C. Jordan, *Communal Administration in France, 1257-1270 : Problems Discovered and Solutions Imposed*, dans *Revue de Philologie et d'Histoire*, t. 59, 1981, pp. 292-313 を参照すべきである。また J. Le Goff, *Saint Louis, Collection Bibliothèque des histoires*, Paris, 1996, p. 228-233 (ジャック・ル・ゴフ (岡崎敦・森本英夫・堀田郷弘訳) 『聖王ルイ』新評論、2001年、279-284頁)、A. Saint-Denis, *Le siècle de Saint Louis, Que sais-je?* 1994, pp. 81-82 (アラン・サン＝ドニ (福本直之訳) 『聖王ルイの世紀』(文庫クセジュ) 白水社、2004年、116-117頁) も参照せよ。この時代に王権に提出された都市会計簿については当時のフランス王領の中核をなすイル＝ド＝フランス地方諸都市について断片を含めて多く伝来している。例えば、1259年 (モンフェラン、クレピ・アン・ヴァロワ、ムラン、ポワシなど)、1260年 (アミアン、ボーヴェ、コンピエーニュ、マント、モンディディエ、ルアン、ノワイヨン、ポン・ドメール、ポントワーズ、サン・カンタン、サン・リキエ、サンスなど)、1261年 (ファレーズなど)、1262年 (ラン、ソワソンなど) である (詳細なリストについては A. Giry, *Documents sur les relations de la royauté avec les villes en France de 1180 à 1314*, Paris, 1885, Genève, 1974, pp. xxv-xxxi を参照)。

(24) 例えば、1274年から会計簿が伝来するプロヴァンの場合がそうである。花田洋一郎『フランス中世都市制度と都市住民—シャンパーニュの都市プロヴァンを中心に—』九州大学出版会、2002年、109頁。1268年以降会計簿が伝来しているカレーもまた同様である (P. Bougard et C. Wyffels, *Les finances de Calais au XIIIe siècle. Textes de 1255 à 1302 publiés et étudiés*, Pro Civitate, Collection Histoire, no 8, 1966, p. 28)。リゴディエールもサン・フルール研究において公金管理の民主的統制への組織的意欲による会計簿作成を指摘している (Rigaudière, *op. cit.*, t. 2, p. 658)。フランドル諸都市に関しても同様で、例えばイープルとブリュージュがそうである。イープルについては G. Des Marez et E. De Sagher, éd., *Comptes de la Ville d'Ypres de 1267 à 1329*, 2 vol, Bruxelles, 1909-1913、ブリュージュについては C. Wyffels et J. De Smet, éd., *De Rekeningen van de stad Brugge (1280-1319). Eerste deel (1280-1302)*, Bruxelles, 1965。

(25) この点については、Glénisson et Higounet, *Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIe siècle. Colloque international Blankenberge 6-9-IX-1962*, Pro Civitate Collection Histoire, no 7, 1964, pp. 31-74 ; A. Rigaudière, *Le financement des fortifications urbaines en France du milieu du XIVe siècle à la fin du XVe siècle*, dans *Revue Historique*, t. 273, 1985, pp. 19-95 (repris dans Id., *Gouverner la ville au Moyen Age*, Paris, 1993, pp. 417-497) を参照。さらに平嶋照子「13世紀末ブリュージュの会計簿について」『経済論究』(九州大学) 第70号、1988年、99-129頁も参照。

(26) W. Prevenir, *Quelques aspects des comptes communaux en Flandre au Moyen Age, Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIe siècle. Colloque international Blankenberge 6-9-IX-1962*, Pro Civitate Collection Histoire, no 7, 1964, pp. 140-144。

(27) A. Rigaudière, *Saint-Flour, ville d'Auvergne au bas Moyen Age. Étude d'histoire administrative et financière*, 2 vol, Paris, 1982, t. 2, pp. 655-921。

(28) J. Morelló, P. Verdés et alii, *Les dépenses municipales : essai de typologie*, dans D. Menjot et M. Sánchez Martínez (coordinateurs), *La fiscalité des villes au Moyen Age (Occident méditerranéen)*, t. 3. *La redistribution de l'impôt*, Toulouse, 2002, pp. 38-40。

(29) A. Rigaudière, *Le contrôle des comptes dans les villes auvergnates et vellaves aux XIVe et XVe siècles*, dans Ph. Contamine et O. Mattéoni (dir.), *La France des principautés : les Chambres des comptes. XIVe et*

XVe siècles, Paris, 1996, pp. 207-242. 他の地域の都市の事例については、前掲拙著、28-29頁を参照。

(30) 議事録を扱った基本的な研究として、前述の Small, art.cit, Fargeix, *op. cit.*, 以外に、P. Amargier, *Autour de la création du conseil de communauté aux Sainte-Maries-de-la-mer en 1307*, dans *BPH*, 1965 (1966), pp. 437-448 ; M.Carret, *La gestion de Villefranche aux XVe et XVIe siècles d'après les registres consulaires de la ville*, dans *Bulletin de l'Académie de Villefranche-en-Beaujolais*, no 24, 2001, pp. 51-60 ; M.-Th. Chartron, *La vie municipale dans la cite de Rodez au XVe siècle (1405-1444)*, dans *Rouergue et ses confins. Actes du 32e Congrès de la Fédération historique du Languedoc méditerranéen et du Roussillon tenu à Rodez les 14-16 juin 1958*, Rodez, 1960, pp. 135-142 ; E. Defolie, *Albi au bas Moyen Age d'après un registre de délibérations municipales (1372-1382)*, dans *Revue du Tarn*, série 3, no 176, 1999, pp. 701-730 ; H.Dubled, *Aux origines des communes. Les syndics et conseillers de Carpentras du XIIIe au XVe siècle*, dans *BPH*, 1965 (1966), pp. 449-462 ; J.-A. Durbec, *Les premières délibérations des conseil de la ville de Nice en 1454-1457*, dans *BPH*, 1965 (1966), pp. 463-506 ; Cl. Gauvard, *Rumeur et stéréotypes à la fin du Moyen Age*, dans *La circulation des nouvelles au Moyen Age. Actes des XXIVe Congrès de la S.H.M.E.S (Avignon, juin 1993)*, *Collection de l'École française de Rome*, vol 190, Paris/Rome, 1994, pp. 157-177 ; Y. Grava, *Le conseil de la ville d'Avignon dans un registre de ses deliberations (dernier tiers du XIVE siècle)*, dans *Avignon au Moyen Age. Textes et documents, Institut de recherche et d'études du bas Moyen Age avignonnais*, Avignon, 1988, pp. 153-160 ; A.-M. Hayez, *Le conseil de ville supplie la reine Jeanne de ne pas vendre Avignon*, dans *Avignon au Moyen Age. Textes et documents, Institut de recherche et d'études du bas Moyen Age avignonnais*, Avignon, 1988, pp. 97-102 ; A.-M. Hayez, *Avignon, son seigneur et son conseil de ville au XIVE siècle*, dans *Mémoires de l'Académie de Vaucluse*, 8e série, t. 6, 1997, pp. 37-60 ; Ph.Lardin, *La vie municipale à Rouen au lendemain de la révolte de la Harelle, travers le plus ancien registre de deliberations (1389-1390)*, dans Ph. Lardin et J.-L. Roch (Textes réunis par), *La ville médiévale en deça et au-delà de ses murs. Mélanges Jean-Pierre Leguay*, Rouen, 2000, pp. 261-290 ; G. Small, *Centre and Periphery in Late Medieval France : Tournai, 1384-1477*, in Ch. Allmand, Ed., *War, Government and Power in Late Medieval France*, Liverpool University Press, Liverpool, 2000, pp. 145-174. さらにシャンパーニュの3都市(トロワ、ランス、シャロン=シュル=マルヌ)に伝来する都市評議会議事録を動態的かつ総体的に使用し、3都市の都市評議会相互の密な関係を活写した次のギルベールの一連の仕事は重要な貢献である。S. Guilbert, *Relations entre les administrations municipales des villes champenoises pendant la Guerre de Cent Ans*, dans G. Clause et alii, dir., *La Champagne et ses administrations à travers le temps. Actes du colloque d'histoire régionale Reims-Châlons-sur-Marne, 4-6 juin 1987*, Paris, 1990, pp. 131-140 ; Ead., *Le recours au prince : villes champenoises et ducs de Bourgogne au début du XVe siècle*, dans J.-M. Cauchies, (éd.), *Les relations entre princes et villes aux XIVe-XVIe siècles : aspects politiques, économiques et sociaux, rencontres de Gand (24-27 sept. 1992)*, Neuchâtel, 1993 (No 33, Centre européen d'études bourguignonnes (XIVe-XVIe s.)), pp. 177-185 ; Ead., *Vigne et vin dans les délibérations des conseil municipaux des villes champenoises au XVe siècle (1417-1434)*, dans V. Barré, dir., *Vins, vignobles et terroires de l'Antiquité à nos jours. Actes du colloque de Reims, les 9-11 oct. 1997*, Nancy, 1999, pp. 185-195 ; Ead., *Le conseil bourguignon de Châlons-en-Champagne et les prisonniers (1417-1421)*, dans N. Coulet et O. Guyotjeannin, dir., *La ville au Moyen Age*, t. 2 : *Sociétés et pouvoirs dans la ville. Actes du 120e Congrès national des sociétés historiques et scientifiques (Aix-en-Provence, 23-29 octobre 1995)*, *Section d'histoire médiévale et de philologie*, CTHS, 1998, pp. 129-135. 他方で我国学界における業績として、林毅「中世都市ケルンにおける「新任参事会員の宣誓」と「参事会議事録」」『阪大法学』48-6、1999年、225-230頁。

(31) P. Delsalle, dir., *La recherche historique en archives du Moyen Age*, Paris, 1995, p. 28 (該当部分の執

筆者はシャルティストでドゥエ都市文書館員 M. Mestayer) .

(32) J. Theurot, Dole, capitale du comté de Bourgogne au tournant des XVe et XVI siècles, d'après les délibérations municipales (mai 1493-février 1509), dans P. Delsalle et L. Delobette, éd., *La Franche-Comté à la charnière du Moyen Age et de la Renaissance 1450-1550. Actes du colloque de Besançon (10-11 octobre 2002)*, *Annales littéraires de l'Université de Franche-Comté*, 759, Cahiers d'Études comtoises et jurassiennes, no 67, Presses universitaires Franc-Comtoises, 901, Besançon, 2003, p. 72.

(33) L. C. Attreed, Ed., *The York House Books 1461-1490*, 2 vols, Alan Sutton for Richard III and Yorkist History Trust, York, 1991, p. xi.

(34) Fargeix, *op. cit.*, pp. 5-6.

(35) P. Lebel, éd., *Extraits du registre de l'échevinage de Dijon pour l'année 1341-1342*, *Analecta Burgundica*, Dijon, 1963.

(36) M.-C. Guigue et G. Guigue, éd., *Registres consulaires de la ville de Lyon, ou recueil des délibérations du conseil de commune de 1416 à 1422, publiés d'après les procès-verbaux originaux*, t. 1, Lyon, 1882 ; t. 2, 1423-1450, Lyon, 1926.

(37) S. Guilbert, éd., *Registre de délibérations du conseil de ville de Reims (1422-1436)*, *Travaux de l'Académie Nationale de Reims*, vol. 169 (1990-1991), Reims, 1993 ; S. Guilbert, éd., *Registre de délibérations du conseil de ville de Châlons-en-Champagne (1417-1421)*, *Sources anciennes de l'histoire de Châlons-en-Champagne*, 1, Archives municipales de Châlons-en-Champagne, Châlons-en-Champagne, 2001.

(38) 都市評議会が創設された歴史的状況については、拙稿「中世後期フランス都市行・財政制度の特質－シャンパーニュ諸都市の場合－」田北廣道編著『中・近世西欧における社会統合の諸相』九州大学出版会、2000年、359－391頁を参照。

(39) Small, *art. cit.*, p. 38, 61.

(40) A. Molinier, *Villes languedociennes (XVe-XVIe siècle)*, dans J.-P. Poussou et P. Loupès, éd., *Les petites villes du Moyen Age à nos jours. Hommage à Georges Dupeux*, Paris, 1987, p. 149.

(41) Small, *art. cit.*, pp. 39-40.

(42) *Ibid.*, p. 40.

(43) *Ibid.*, p. 45.

(44) J. Félix, éd., *Comptes rendus des échevins de Rouen avec des documents relatifs à leur election (1409-1701) extraits des registres des délibérations de la ville*, Rouen, 1890, pp. 2-4.

(45) A. de la Grange, éd., *Extraits analytiques des registres des consaulx de la ville de Tournai, 1431-1476*, dans *Mémoires de la société historique et littéraire de Tournai*, t. 23, 1893, p. 156.

(46) *Ibid.*, p. 44, 46.

(47) ロンドンに関しては、都市のビジネスを記した *Journals of the common council* が 1416 年から、市民生活、商業、政治に関する文書の集成として *Liber Albus* (白書) が 1419 年から作成されている。ヨークでは 1377 年から、ノリッジでは 1345 年から、先駆的な議事録という形でメモ的な冊子が伝来しており、正式の議事録はヨーク (House Books) では 1461 年から、ノリッジ (Assembly books) では 1436 年から伝来している。 *Ibid.*, p. 50. フランスの方が早く作成した背景には、イギリス以上に社会不安が強く都市当局は急速に整備され、市政役人の都市防衛意識も高かったためであろう。いわばフランス都市では市政の洗練化、実質化がイギリスよりも早く起こったということであろう。

(48) *Ibid.*, pp. 56-59.

(49) Fargeix, *op. cit.*, pp. 69-81.

(50) 例えば国王顧問会議の議事録について考えてみると、議事録作成の意義を認識した王権は、1318年、1320年、1413年の王令で議事録作成を指示したが、伝来するのはたった3つの断片のみである(1455年3月-6月、1484年3月-7月、1484年8月-1485年1月)。N. Valois, *Le conseil du roi aux XIVe, XVe et XVIe siècles. Nouvelles recherches, suivies d'arrêts et de procès-verbaux du conseil*, Paris, 1888, repr. Geneve, 1975, pp. 231-323 ; Id., *Le conseil du roi et le grand conseil pendant la première année du règne de Charles VIII*, dans *BEC*, t. 43, 1882, pp. 594-625, t. 44, 1883, pp. 137-168, 419-444 ; A. Besnier, éd., *Procès-verbaux des séances du conseil de régence du roi Charles VIII pendant les mois d'août 1484 à janvier 1485*, Paris, 1836.

(51) 轟木広太郎「中世フランスの歴史叙述についてー比較の視点からー」服部良久編『中世ヨーロッパにおける「過去」の表象と「記憶」の伝承ー歴史叙述・モニュメント・儀礼ー』(京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」サブ・プロジェクト「ヨーロッパにおける人文学知形成の歴史的構図」国際セミナー報告書)、2007年、39頁。

(52) Rigaudière, *op. cit.*, t. 1, p. 342.

文献目録：都市会計簿と都市当局議事録の刊行史料

【1】都市会計簿の刊行史料(19世紀以来膨大な量になるため近年の刊行史料のみ)

[1] Baux, E., et Chabaud, Ch., (éd.), *Les villes du Quercy au Moyen Age. Consulats- Économie- Société 1250-1350*, Archives départementales du Lot, Cahors, 2003.

[2] P. Beck, *Archéologie d'un document d'archives. Approche codicologique et diplomatique des chartes des feux bourguignonnes (1285-1543)*, Études et rencontres de l'École des chartes 20, Paris, 2006.

[3] Bochaca, M., et Micheau, J., (éd.), *Comptes des recettes et dépenses de la ville de Cadillac (1457-1468)*, Bordeaux, 2001, Études et documents d'histoire du Bordelais, XVe-XVIe siècles, no 1, Centre Montaigne, Université de Bordeaux III.

[4] Bochaca, M., et Micheau, J., (éd.), *Compte des recettes et dépenses de Ramon Forts, trésorier de Saint-Émilion (1470-1471)*, Bordeaux, 2002, Études et documents d'histoire du Bordelais, XVe-XVIe siècles, no 2, Centre Montaigne, Université de Bordeaux III.

[5] Bochaca, M., et Micheau, J., (éd.), *Procès entre la jurade de Saint-Émilion et ses administrateurs (fin XVe-début XVIe siècle)*, Bordeaux, 2003, Études et documents d'histoire du Bordelais, XVe-XVIe siècles, no 3, Centre Montaigne, Université de Bordeaux III.

[6] R. Favreau, éd., *Aunis, Saintonge et Angoumois sous la domination anglaise 1360-1372, Comptes et pièces diverses tirés des archives anglaises*, Sociétés des Archives historiques de La Saintonge et de l'Aunis, t. 53, 1999.

[7] R. A. Lodge, éd., *Les comptes des consuls de Montferrand (1273-1319)*, Études et rencontres de l'École des chartes 23, Paris, 2006.

[8] A. Nos, éd., *Comptes des clavaires de Montagnac 1420-1480*, 2 vol, Amis de Montagnac, Montagnac, 2001.

[9] P. Parfouru et J. de Carsalade du Pont, *Comptes consulaires de la ville de Riscle de 1441 à 1507 (Texte gascon) t. 1 (1441-1484)*, Paris/Auch, 1886, Lacour-Ollé, Nîmes, 2008.

[10] Ch. Sabarthès, éd., *Les manuscrits consulaires de Limoux. Étude historique et philologique*, Paris, 1930, Lacour-Ollé, Nîmes, 1998.

[11] H. Torchet et Y. Torchet (Texte établi par), *Réformation des fouage de 1426. Diocèse ou évêché de Cornouaille*, Éditions de la Pérenne, Paris, 2001.

[12] A. Vignoles, éd., *Comptes consulaires de Saint-Antonin*, t. 1, Société des amis du vieux Saint-Antonin, Saint-Antonin Noble-Val, 2003.

【2】都市当局議事録（評議会議事録、コンシュラ議事録、参事会議事録など 19 世紀の刊本から現在までの基本史料集。イングランド、ドイツ、ベルギー諸都市史料も一部含む）

[14] Archives municipales de Bordeaux, éd., *Registres de La Jurade, délibérations de 1406 à 1409*, t. 3, Bordeaux, 1873.

[15] Archives municipales de Bordeaux, éd., *Registres de La Jurade, délibérations de 1414 à 1416 et de 1420 à 1422*, t. 4, Bordeaux, 1883.

[16] J. Artières, éd., *Documents inédits sur la ville de Millau. Mémorial des privilèges, livres des comptes des consuls boursiers, délibérations communales (XIe-XVIe siècles)*, Millau, 1930.

[17] L. C. Attreed, Ed., *The York House Books 1461-1490*, 2 vols, Alan Sutton for Richard III and Yorkist History Trust, York, 1991.

[18] E. Baret, Quatre délibérations municipales de Béziers, dans *Bulletin de la société archéologique, scientifique et littéraire de Béziers*, 4e série, 1, 1935, pp. 34-64.

[19] A. Besançon et E. Longin, éd., *Registres consulaires de la ville de Villefranche, 1, 1398-1489*, Villefranche-sûr-Saône, 1905.

[20] M. Boudet, éd., *Registres consulaires de Saint-Flour en langue romane avec résumé français (1376-1405)*, Paris/Riom, 1898.

[21] G. Charrier, éd., *Les jurades de la ville de Bergerac, tirée des registres de l'hôtel de ville, 1 : 1352-1485*, Bergerac, 1892.

[22] *Délibérations du corps de la ville. Registre gascons, 1, 1474-1514*, Bayonne, 1896.

[23] J.-M. Dureau (dir.), «*En faveur de la chose publique*». *Délibérations consulaires de Lyon 9 janvier 1533-22 décembre 1534 (n. s.)*, Textes et documents 1, Archives municipales de Lyon, Lyon, 1998.

[24] J. Félix, éd., *Comptes rendus des échevins de Rouen avec des documents relatifs à leur election (1409-1701) extraits des registres des délibérations de la ville*, Rouen, 1890.

[25] A. de la Grange, éd., Extraits analytiques des registres des consaulx de la ville de Tournai, 1431-1476, dans *Mémoires de la société historique et littéraire de Tournai*, t. 23, 1893 ; G. Preud'homme, Extraits des registres des Consaulx de la ville de Tournai (1455-1472) : complément à l'édition de la Grange, dans *MSRHAT*, nouv. sér., vol. 1, 1980, pp. 297-341 ; Id., Extraits des registres des Consaulx de la ville de Tournai (1489-1499), dans *MSRHAT*, nouv. sér., vol. 2, 1981, pp. 91-106 ; H. Vandebroek, éd., Extraits analytiques des anciens registres des Consaulx de la ville de Tournai, 1385-1422, dans *Mémoires de la société historique et littéraire de Tournai*, t. 7, 1861 ; Id., éd., Extraits analytiques des anciens registres des Consaulx de la ville de Tournai, 1422-1430, dans *Mémoires de la société historique et littéraire de Tournai*, t. 8, 1863 ; L. P. Gachard, éd., Extraits des registres des Consaulx de Tournay (1472-1490, 1559-1572, 1580-1581), dans *Bulletin de la Commission royale d'histoire*, vol. 11, 1846, pp. 327-473 ; F. Hennebert, éd., Extraits des registres des Consaulx de la ville et cite de Tournai (1477-1482), dans *Mémoires de la société historique et littéraire de Tournai*, t. 3, 1856, pp. 57-285.

[26] F. Guibal, Registre de la maison consulaire de Béziers (1435-1436), dans *Bulletin de la société archéologique, scientifique et littéraire de Béziers*, t. 1, 1835, pp. 237-321.

- [27] M.-C. Guigue et G. Guigue, éd., *Registres consulaires de la ville de Lyon, ou recueil des délibérations du conseil de commune de 1416 à 1422, publiés d'après les procès-verbaux originaux*, t. 1, Lyon, 1882 ; t. 2, 1423-1450, Lyon, 1926.
- [28] S. Guilbert, éd., *Registre de délibérations du conseil de ville de Reims (1422-1436)*, Travaux de l'Académie Nationale de Reims, vol. 169 (1990-1991), Reims, 1993.
- [29] S. Guilbert, éd., *Registre de délibérations du conseil de ville de Châlons-en-Champagne (1417-1421)*, Sources anciennes de l'histoire de Châlons-en-Champagne, 1, Archives municipales de Châlons-en-Champagne, Châlons-en-Champagne, 2001.
- [30] T. Kübler und J. Oberste (Hrsg.), *Die drei ältesten Stadtbücher Dresden (1404-1476)*, Kritische Edition und Kommentar 1, Leipziger U.-V., 2007.
- [31] T. Kübler und J. Oberste (Hrsg.), *Das vierte und fünfte Stadtbuch Dresden (1477-1505)*, Kritische Edition und Kommentar 2, Leipziger U.-V., 2008.
- [32] A. Lamaignère, éd., *Registres gascons: délibérations du corps de ville, 1: 1474-1514*, Bayonne, Archives municipales de Bordeaux, 1896.
- [33] P. Lebel, éd., *Extraits du registre de l'échevinage de Dijon pour l'année 1341-1342*, Analecta Burgundica, Dijon, 1963.
- [34] V. Leblond, Beauvais dans l'angoisse pendant la seconde partie de la Guerre de Cent Ans. Extraits des délibérations de l'hôtel de ville de Beauvais (1402-1445), dans *Mémoires de la société académique de l'Oise*, t. 27, 1932, pp. 92-361.
- [35] G. de Llobet, éd., *Le registre des informations des consuls de Foix (1401-1402)*, Université de Limoges, Faculté de droit et des sciences économiques, Cahiers de l'Institut d'Anthropologie juridique no 5, PULIM, 2001.
- [36] A. Magen, éd., *Jurades de la ville d'Agen (1345-1355)*, Auch, 1894.
- [37] *Registres de l'échevinage de Saint-Jean-d'Angély*, t. 1, Sociétés des Archives historiques de La Saintonge et de l'Aunis, t. 24, 1895.
- [38] O. Morel, éd., Les plus anciens registres consulaires de Bourg-en-Bresse, 1435-1535. Introduction au premier registre. Années 1435-1437 et 1441-1443, dans *Annales de la société d'émulation et d'agriculture (lettres, sciences et arts) de l'Ain*, t. 59, 1935, pp. 333-373, 378-437.
- [39] M.-É. Ruben, (dir.), *Registres consulaires de la ville de Limoges*, 6 vols, Limoges, 1867-1897.
- [40] A. Roserot, éd., *Le plus ancien registre des délibérations du conseil de ville de Troyes (1429-1433)*, Collection de documents inédits relatifs à la ville de Troyes et à la Champagne méridionale, t. 3, Société académique de l'Aube, Troyes, 1886, pp. 165-472.
- [41] A. Vidal, Les délibérations du conseil communal d'Albi de 1372 à 1388, dans *Revue des langues romanes*, t. 46, 1903, pp. 33-73 ; t. 47, 1904, pp. 75-90, 348-373, 535-564 ; t. 48, 1905, pp. 240-279, 420-470.

【参考資料 1】都市行財政記録の概要：南仏ルエルグ地方都市ミヨ Millau のケース (F. Garnier, *Un consulat et ses finances Millau (1187-1461)*, Paris, 2006, pp. 25-63)

南仏都市ミヨの都市財政関係記録は豊かな伝来を誇る。これを素材としたリゴディエールの高弟でクレルモンフェラン第2大学法学部教授フロラン・ガルニエの博士論文は高い完成度を示し、また史料に対する深い考察もその特徴である。冒頭には都市行財政史研究の必須史料に関する詳細な

史料解説がある。以下ではその部分を抜粋し、とりわけ都市財政関係史料の伝来状況についてひとつのモデルとしてミヨのケースを紹介したい。

財政関係記録（CC系統）

(avant 1350)

- ① Comptes(1266-1277) ② registres d'impositions ③ Livre de restes d'impôts
- ④ registre de cens
- ⑤ Livre de gestion(Liber Tajatorum=Livre des taxations)

1309～1353年について138フォリオ。都市行政にかかわる仕事をした者のリストで毎年作成、支出部に彼らへの報酬記載。

(après 1350)

① Registres des comptes de recettes et de dépenses (1350-1461)

最初にコンスルと収入役の紹介があり、オック語で記載。収入部がまず書かれて次に空白部がおかれて、支出部が詳細に時系列に沿って筆写。支出は記録のおよそ2/3を占める。項目毎の再編成は稀。記録末尾に会計簿提出のことがかかれることがある。

② Pièces justificatives à l'appui des comptes : 領収書など

③ Assiette de l'impôt :

Déclaration de biens : 財産申告の目録

Compoix : 地区毎の地誌的帳簿で査定係がオック語で戸の家産構成と地価・市価での様々な財産の評価額を記録。動産に関する情報はそっけないが、不動産のデータは豊富(都市か農村か、居住地、工業的・商業的性格、所有地と時には負担も)。不動産の面積が記されることは稀。こうした記録の特徴は、その弾力的な性格であり、新たな調査で古いデータが削除され新しい価値が書かれ、家産価値の経年変化が判明する点。コンポワは現実をデフォルメしたイメージを与えるだけで、税単位のみを調査し、記録された財産の税制価値のみを記す。

register des cens : 財産所有権を持つ貸主と年間定額賦課租支払により用益権を委ねられた借主について記載

④ Registres d'impositions :

Registres d'impositions directes municipals

担税者リスト(課税戸)と納税者(税をすべてあるいは一部だけ支払った戸)のリストで、タイユのマニュアルでもある。当該期での支払い状況を調査した最も完全な直接税回収記録。タイユ会計簿とは異なる。

Registres d'impositions militaires et defensives (EE)

国王課税の記録で、都市に要求された税の展開を跡付けることができる。記録は他の租税記録と変わらず、この記録からは要求額、徴収された税額、支払日と未払い分が判明。冒頭部には国王課税の理由が明示される。

Registres d'impositions indirectes

間接税徴収請負人会計簿は一切伝来していない。ぶどう酒税記録(registres du souquet)においてコンシュラはぶどう酒をその品質と量に応じて目録化。1368年の記録は56葉で構成され、ミヨの倉庫に保管されたぶどう酒の品質と量を調査し、ぶどう酒税請負権落札者は卸・小売で売った分と自家消費分を記載。累進税率を適用し、また販売方法の違いによって税額を決定。担税者は宣誓して一定の免税をぶどう酒税減額として要求(ぶどう酒が傷んだあるいは消費に適さない場合)。

⑤ **Livre de restes** 課税未領収（債権）リスト

⑥ **Livres de gestion comptable** :

収入役が会計簿作成の際に参照するさまざまな文書をまとめたもの。市当局の借り入れで未決済分とその債権者が記載されている。債権者はその債権に関しては自らの担税分で埋め合わせをする。

livre de dettes 各種負債のリスト

livre des travaux (EE)

都市公共工事支出のための特別記録（1279,1318）。都市防備施設関連（1355～1360）。コンスルが評議会の同意の下で、責任者（régisseur/obrier）を指名。彼は原材料購入、石灰かまど製作、家屋購入といった支出と活動に関する報告書を提出しなくてはならない。調達物品の種類と価格、被雇用者に関するデータ。しかし彼らへの報酬はほとんど記されていない。工事の資金源については明確に書かれている。責任者は任期の終わりに自ら作成した特別文書（cartulari）によって、運用報告を提出する。これは、数年にわたり行われた工事を要約した工所用帳簿とは異なる。

⑦ **Registres d'emprunts** : 借入及び強制貸付。利用には **Le livre des dettes** を参考。

⑧ **Comptes des basins d'aumônes (GG)** : 都市及び慈善施設に設置されている異なる施物受け皿を管理する個人会計帳簿

⑨ **Archives hospitalières** : 施療院長 régisseur の業務内容とコンシュラ行政との関係判明。会計簿は紙の折丁で、施療院長直筆。日にちを書いて、背両院管理の役目がコンスルとコンシュラにより委ねられた旨が書かれる。2つの部分に分けて記載。第1部には当該年度の支出、第2部には収入。現金と現物を区別。1356年の会計簿では収入部で小麦、大麦、燕麦、ライ麦、野菜を区別。家畜リストも入る（1356,1364）。収支決算も記載。会計簿提出の記録も時折全文が筆写される（1423-1424）。

行政関係記録

Série AA : 都市特権関係、BB : 都市評議会議事録、EE : 書簡、ぶどう酒税徴収権、FF : 訴訟関連、HH : 3 新年市開設許可に関する国王文書